料金表

	項　　目		介護サービス費用		1日あたり 自己負担分 (1割負担)	1日あたり 自己負担分 (2割負担)	1日あたり 自己負担分 (3割負担)
介護保険給付内利用料	基本サービス費 併設型短期入所生活介護（Ⅰ）		要介護1	¥6,530	¥653	¥1,306	¥1,959
			要介護2	¥7,277	¥728	¥1,456	¥2,184
			要介護3	¥8,068	¥807	¥1,614	¥2,421
			要介護4	¥8,826	¥883	¥1,766	¥2,648
			要介護5	¥9,573	¥958	¥1,915	¥2,872
	加算項目						
	機能訓練体制加算	*1	1日あたり	¥129	¥13	¥26	¥39
	個別機能訓練加算	*2	1日あたり	¥606	¥61	¥122	¥182
	看護体制加算（Ⅰ）	*3	1日あたり	¥43	¥5	¥9	¥13
	看護体制加算（Ⅱ）		1日あたり	¥86	¥9	¥18	¥26
	看護体制加算（Ⅲ）		1日あたり	¥129	¥13	¥26	¥39
	看護体制加算（Ⅳ）		1日あたり	¥249	¥25	¥50	¥174
	看取り連携体制加算	*4	1日あたり	¥693	¥70	¥139	¥208
	医療連携強化加算	*5	1日あたり	¥628	¥63	¥126	¥189
	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	*6	1日あたり	¥140	¥14	¥28	¥42
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ		1日あたり	¥162	¥17	¥33	¥113
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	*7	1日あたり	¥2,166	¥217	¥434	¥650
	若年性認知症入所者受け入れ加算	*8	1日あたり	¥1,299	¥130	¥260	¥390
	送迎費	*9	片道	¥1,992	¥200	¥399	¥598
	緊急短期入所受入加算	*10	1日あたり	¥974	¥98	¥195	¥293
	連続30日超えの利用	*11	1日あたり	¥-324	¥-33	¥-65	¥-98
	療養食加算	*12	1回あたり	¥86	¥9	¥18	¥26
	在宅中重度者受入加算（1）	*13	1日あたり	¥4,559	¥456	¥912	¥1,368
	在宅中重度者受入加算（2）		1日あたり	¥4,516	¥452	¥904	¥1,355
	在宅中重度者受入加算（3）		1日あたり	¥4,472	¥448	¥895	¥1,342
	在宅中重度者受入加算（4）		1日あたり	¥4,602	¥461	¥921	¥1,381
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	*14	1日あたり	¥238	¥24	¥48	¥166
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		1日あたり	¥194	¥20	¥39	¥59
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		1日当たり	¥64	¥7	¥13	¥20
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	*15	1日あたり	¥32	¥4	¥7	¥10
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日あたり	¥43	¥5	¥9	¥13
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	*16	1月あたり	¥1,083	¥108	¥217	¥325
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		1月あたり	¥2,166	¥217	¥434	¥650
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	*17	1月あたり	¥1,083	¥109	¥217	¥325
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり	¥108	¥11	¥22	¥33
	口腔連携強化加算	*18	1月あたり	¥541	¥55	¥109	¥163
	介護職員処遇改善加算	*20	（Ⅰ）～（Ⅳ）の内、事業所の体制等に応じた加算が計上される				
	（Ⅰ）イ		総単位数の16.3%				
	（Ⅰ）ロ		総単位数の17.6%				
	（Ⅱ）イ		総単位数の15.9%				
	（Ⅱ）ロ		総単位数の17.2%				
	（Ⅲ）		総単位数の13.6%				
	（Ⅳ）		総単位数の11.3%				
介護保険給付外利用料	食費	*21	朝食1食	基準額	¥430		
			昼食1食		¥870		
			夕食1食		¥710		
	滞在費	*22	1日あたり	住民税 課税世帯	¥1,435		

＊計算の都合上、料金表の単価の積み上げと請求金額が異なる場合があります。

加算についての概略

＊1　機能訓練指導員を 1 名配置している場合。
＊2　利用者の居宅を訪問する等して、機能訓練計画を策定している場合。
＊3　常勤の看護師を 1 名以上配置している等、看護師の配置、利用者の介護度等により（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する。
＊4　死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として算定可能。
＊5　吸引を実施している等の利用者をあらかじめ医療機関と取り決めを行ってサービスを実施した場合。
＊6　夜間時間帯(17:00～9:00)の職員配置が配置基準を 1 以上上回っている。（Ⅰ）ロか（Ⅲ）ロのいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合（Ⅲ）ロとなる。
＊7　医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当と認める場合。
＊8　若年性認知症の利用者の利用。
＊9　定められた地域内の片道の送迎費用。
＊10　居宅サービス計画において、計画的に行う事となっておらず、利用者や家族の状況で介護支援専門員が必要と認め、緊急に利用する場合。
＊11　同一の短期入所生活介護事業所の利用時。
＊12　医師の食事箋による治療食を管理栄養士の管理の下提供されている。（食事箋については、事前にご相談下さい。）
＊13　短期入所生活介護利用中に在宅で利用している訪問看護事業所等が健康上の管理を行った場合。看護体制加算の算定状況により（1）～（4）のいずれかを算定する。
＊14（Ⅰ）介護職員のうち介護福祉士が 80%以上配置もしくは、勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上。
（Ⅱ）介護福祉士 60%以上。
（Ⅲ）介護福祉士 50%以上もしくは、常勤職員 75%以上もしくは、勤続 7 年以上 30%以上。
＊15（Ⅰ）介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上。加えて、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を規程の人数配置している。
（Ⅱ）の場合、（Ⅰ）に適合している事に加えて、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施していること。
＊16　外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。
＊17　見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行った場合。
＊18　職員が利用者の口腔の健康状態について評価した場合において、利用者の同意の上、歯科医療機関、介護支援専門員に対し、当該評価に係る情報提供を行った場合。
＊19　事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
＊20　事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
＊21　介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額。
＊22　介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額。